

特区の規制改革の全国展開について

令和3年1月15日

秋山 咲 恵

坂根 正 弘

坂村 健

竹中 平 蔵

八田 達 夫

- 前回特区諮問会議での民間議員提出資料で示したとおり、国家戦略特区は、「規制改革の突破口」であり、全国展開が制度の本旨である。特区で規制改革を実現し、特段の問題がなければ全国展開が原則である。
- 今回、養父市の農地取得の特例に関しては、全国展開に先立ち、「ニーズと問題点の調査を特区区域以外においても実施」する方針が示された。これは、本件の特殊性（例外的に、養父市のみで活用可能となっており、これを一挙に全国展開しようとしていること）を踏まえた、例外中の例外と認識している。
- 仮に、これが前例となって、今後の全国展開に際し、こうした「調査」を改めて行うこととなれば、特区で規制改革の実証を行う意味が失われ、特区制度の否定に等しい。
- さらに、規制改革全般で、多くの場合、既存制度にチャレンジしようとする者が全国に広く存在するわけではなく、これまでの規制改革はその前提で進められてきた。今後の規制改革で、仮にこうした「調査」が前例とされれば、規制改革の道を閉ざす重大な支障にもなりかねない。
- したがって、今回の「調査」は、あくまで例外中の例外であり、今後の前例とはならないことを明確にすべきである。
- 今日本に求められているイノベーションを生む唯一の王道は「チ

チャレンジを増やすこと」であり、その環境整備のために始まったのが本特区制度である。それに対し、明確なニーズが広くあることを確かめてから行うというのは、想定外の躍進を期待するイノベーション振興とは逆向きの従来型の産業振興の考え方である。日本の現状は待ったなしであり、やってみて弊害のないことは門戸を開き、意欲と実行能力のある人たちのチャレンジを可能にすべきである。

○今後は、「特段の問題がなければ全国展開」との原則に基づき、すべての特例措置の迅速な全国展開に取り組むべきである。

○企業の農地所有について、問題の本質は、農業を強化し、若者たちの参画を得るため、企業の協力が不可欠なことである。本来、農水省や関係者は、特区での成功を踏まえ、自ら積極的に企業の協力を求めるべきだが、いまだそうした姿勢にみえないことは大変残念である。今後の調査検討に際しては、できるだけ全国展開を避けるためにニーズ調査を行うのでなく、積極的に実現に向けて検討・調整を行うべきである。